



■ Q：18年度税制改正で、実質一人会社の社長報酬（給与所得控除分）が損金算入できなくなると聞きましたが？

A：法人が、実質的な一人会社（特殊支配同族会社）であると判定されると、オーナー役員給与の一部（給与所得控除額相当額）が損金算入できなくなります。特殊支配同族会社に該当するかどうかは、オーナー役員とその関連者が株式等を90%以上所有し、かつ、名目ではなく常勤の役員が過半数を占めるかどうか、によって判定されます。オーナー役員（業務主宰役員）は基本的には経営権の行使と職務執行する中心的な役員1人と考えられますが、この役員が複数の特殊支配同族会社のオー

ナー役員を兼ねている場合は、その同族会社全てのオーナー役員給与額が対象となります。具体的にはそれらを合算して損金不算入額を計算し、各同族会社の給与額に応じて按分します。

この制度は、直前3期以内において、所得金額とオーナー役員給与の合計額の平均額が年800万円以下である場合と、800万円超であっても3,000万円以下で、平均額に占めるオーナー役員給与の割合が50%以下の場合には適用が除外されます。しかし、欠損が生じている会社であっても、オーナー役員給与が原因の場合は調整によって課税所得が発生する可能性があり、その場合には損金不算入の適用を受けることとなります。



本所専門指導員  
税理士  
中嶋有美子氏

## 知って得する！国の中小企業支援策 上手に利用し、経営力を強化！！

「中小企業施策利用ガイドブック」をご活用ください。

今般、中小企業庁より刊行された同ガイドブックは、中小企業の皆様が中小企業施策をご利用になる際の手引書として、主な施策の概要を紹介したものです。

中小企業支援策が、分類ごとに、また支援・対象別に変見易く分かり易くまとめられています。国の支援策をご利用の際は是非お役立てください。



ご希望の方は本所にて  
頒布しています。(無料)  
担当：石原 53 - 6193

### 支援策例

経営サポート：中小企業モノ作り、創業・ベンチャー、経営革新、新連携、技術革新・IT化、知的財産、再生、雇用・人材、国際化等

相談・情報提供：経営改善普及事業、中小企業支援センター、下請取引等

金融サポート：融資、保証等

商業・地域サポート：商業・物流、地域産業

財務サポート：税制

私は利用しました。



南部薬品株式会社  
代表取締役社長 南部 淳氏

昨年、高齢者複合福祉施設「なんぶの郷」開設にあたり、商工会議所からガイドブックに掲載されている経営革新支援策の紹介を受け、優遇措置のある融資制度を利用しました。他にも雇用の助成金など、活用できそうな支援策を教えてくださいましたので、今後も大いに活用していきたいと思っています。

私はお褒めします。



藤井悟税理士事務所  
税理士 藤井 悟氏

昨年、商工会議所からガイドブックの紹介を受け、いろいろな支援策が用意されていることを知りました。関与先企業に活用を提案したところ、早速掲載されている支援策が活用でき、経営の向上に役立ったことで信頼関係が高まりました。

相談名	日	時	担当	6月の専門家相談(無料:事前にご予約ください)		
税務相談 53 - 6193	6日 13日 20日 27日	10時～16時	税理士 黒野 晃司氏 同 中嶋有美子氏 同 喜多村吾朗氏 同 山本 薫氏	経営相談(工業) 53 - 6500	随時	中小企業診断士等
法律相談 53 - 6193	15日	13時30分～16時30分	弁護士 古性 明氏	労務相談 53 - 6193	随時	社会保険労務士等
発明相談 53 - 6500	9日	13時～17時	弁理士 柴田 淳一氏	下請幹旋相談 53 - 6193	随時	あいち産業振興機構
金融相談 53 - 6193	随時		商工組合中央金庫 中小企業金融公庫	パソコン相談 53 - 6193	随時	中小企業診断士 水谷 誠氏
経営相談(商業) 53 - 6500	随時		中小企業診断士等	創業相談 53 - 6500	随時	中小企業診断士等

岡崎市でも別に商工相談の予約を随時受け付けていますので、ご利用ください。  
→ 商工相談(商工振興班 23 - 6212・23 - 6503)・金融相談(金融班 23 - 6214)